

職務権限規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款第22条に基づき、本連盟の理事、専門委員会及び事務局の職務権限を明確に定めることにより、公益財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び業務執行理事たる副会長、専務理事及び常務理事をいう。
2 専門委員会とは、定款第42条に定める専門委員会をいう。
3 事務局とは、定款第38条に定める事務局をいう。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(会長)

第4条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、つぎのとおりとする。
(1) 代表理事として本連盟を代表し、その業務を執行する。
(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
(3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第5条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、つぎのとおりとする。
(1) 会長を補佐し、本連盟の業務を執行する。
(2) 会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
(3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第6条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、つぎのとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、本連盟の業務を施行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表（二）に掲げるもののほか、つぎのとおりとする。

- (1) 専務理事に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (2) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 每事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第8条 本規程第5条第2号の及び前条第1号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 常務理事会

(常務理事会の開催)

第9条 会長、副会長、専務理事及び常務理事がその業務執行にあたり必要と認めた場合には、会長は常務理事会を開催し、議案を付議しなければならない。

(常務理事会の構成)

第10条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(常務理事会の決議事項)

第11条 本規程第9条に規定する会長が必要と認める場合とは、つぎのとおりとする。ただし、評議員会運営規程第11条及び理事会運営規程第15条で規定する決議事項を除く。

- (1) 評議員会に付議する事項に関すること
- (2) 理事会に付議する事項に関すること
- (3) 事業運営全般の基本的な方向及び計画に関すること
- (4) 各委員会及び事務局の業務に関する基本的な方向及び計画に関すること
- (5) 各委員会及び事務局の業務に関する重要事項の調整に関すること

- (6) 本連盟倫理規程違反に対する処分決定に関することのうち、理事会が定めたこと
- (7) その他代表理事又は業務執行理事が必要と認めた事項

(常務理事会の運営)

第12条 常務理事会の運営については、別途規程を設ける。

第4章 事案の決裁

(原 則)

第13条 本連盟における事案の決裁者は会長とし、会長は本規程の定めるところにより、専務理事、常務理事、事務局長及び事務局次長に決裁権を委任することができる。

(決裁権限)

第14条 会長、専務理事、常務理事、専門委員長、事務局長及び事務局次長の決裁権限は別表のとおりとする。

(事案の代決)

第15条 つぎの各号の上に掲げる者が、出張・休暇又はその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者が、その事案を代決することができる。

- (1) 会長・副会長 副会長が欠員のときは専務理事
- (2) 専務理事・常務理事 専務理事又は常務理事があらかじめ指名する理事・委員長
- (3) 専門委員長 専門委員長があらかじめ指名する委員
- (4) 事務局長・事務局次長 事務局次長が不在のときは課長
- (5) 事務局次長課長 課長が欠員のときはあらかじめ指名する主事

(代決できる事案)

第16条 前条により代決できる事案は、至急に処理しなければならないものに限る。ただし、その事案が特に重要であり、また異例に属するものについては代決することができない

- 2 重要な事案に関し代決した場合、代決者は事後速やかに決裁できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第17条 事情により決裁を受けることができない緊急な事案については、事務局長が未決のまま執行を承認することができる。この場合、未決執行特認者は前条に従い報告書を作成し、速やかに決裁を受けなければならない。

(定款及び諸規程の拘束)

第18条 本規程第15条、第16条及び第17条の規定にかかわらず、定款及び本規程以外の諸規程の定めに拘束される場合は、これに従う。

(雜 則)

第19条 本規程に定めるもののほか、事務処理に関する必要な事項は、事務局長が定める。

(改 廃)

第20条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

附則 2 本規程は、平成26年2月22日より一部改定施行する。

附則 3 本規程は、2022（令和4）年2月26日より一部改定施行する。

附則 4 本規程は、2024（令和6）年3月2日より一部改定施行する。